

## 平成21年度第3回福島町国民健康保険運営協議会議事録

◇日時	平成22年3月8日(月)午後6時00分～午後6時45分		
◇場所	福島町役場 庁議室		
◇出席委員	委員(会長) 吉村 次郎	委員 山田 正宏	委員 西田 光甫
	委員 深浦 法正	委員 小笠原 実	委員 富山 雅則
	委員 澤田 慶子	委員 竜川 征一郎	
	(8名)		
◇説明員	町長 村田 駿	副町長 竹下 泰弘	課長 鳴海 清春
	財務課長 花田 春夫	総括主査 工藤 泰	主査 原田 良子
	主査 西田 真弓		
◇欠席委員	委員(副会長) 川井 宏道		

### 開 会 (午後6時00分)

#### ○事務局

本日はご多用のところ出席いただきありがとうございます。平成21年度第3回福島町国民健康保険運営協議会を開催いたします。議事進行については、会長となりますので、よろしくをお願いします。

#### ○会長

皆様、寒い中ご苦勞様でございます。委員の皆様には本日お集まりいただき誠にありがとうございます。本日の会議は議案が3件です。

### 会 議 成 立 宣 言

#### ○会長

本日の出席委員は9名中、8名で過半数を達しております。福島町国民健康保険条例第2条各号委員もそれぞれ出席しておりますので、会議は成立いたしました。よって、平成21年度第3回福島町国民健康保険運営協議会を開催いたします。

### 議事録署名委員の指名

#### ○会長

本日の議事録署名委員は、山田委員と竜川委員を指名します。早速審議に入ります。議案第1号について事務局より説明よろしくをお願いします。

### 議案第1号平成21年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

#### ○事務局

それでは議案の1ページをお開きください。議案第1号平成21年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。これは定例会の3月会議において、補正予算を提案するものであります。1補正の主な内容については、(1)の歳出については給付費などの事業費の精査に伴う減額と拠出金などの額が確定したことによる減額となっております。まず、①一般被保険者高額合算療養費で90万円の減、②出産育児一時金及び葬祭給付費で160万円の減、③高額医療費共同事業医療費拠出金153万6千円の減額、④保険財政共同安定化事業拠出金875万6千円の減額、⑤特定健康診査等事業費256万4千円の減額が主なものとなっております。(2)歳入については、ただ今説明しました歳出の減額に対する

補助率等に応じた財源充当によるものです。1番目としまして医療費給付費現年課税分で26万6千円の減、国庫財政調整交付金で875万6千円の減額、保険基盤安定化繰入金298万3千円の増額、一般会計繰入金479万8千円の減額となっております。2ページ目をお開き下さい。ただ今説明いたしました、補正予算の款別合計額を記載しております。表のオレンジ色になっている所が補正となっております。補正総額は1,528万1千円減額し、補正後の予算総額で9億7,522万6千円となります。次、中段の歳出につきましても同じく、総務費の3万1千円の減額から始まりまして、合計1,528万1千円減額し、歳入と同額で9億7,522万6千円となります。(3) 概要で詳しく説明いたします。次に3ページ目です。(1) 補正予算の概要についてですが、(ア) 一般被保険者高額合算療養費医療費についてですが、これは平成20年度から新たに創設された制度で、医療給付費と介護保険料の両方を利用して自己負担額が高額になった場合に、限度額が適用される制度ですが、今年度の見込額が確定したことにより100万円で予算をしていたものを、90万円減額補正するものであります。ちなみに現時点では、1名が該当となっております。(イ) 出産育児一時金について、出産育児一時金の対象となる人数を当初10人と見込んでおりましたが、今後の見込み数を含めて8人に減少することから、95万円減額補正するものであります。ちなみに2月末までに7人分支出済みです。次に、4ページをお開きください。(ウ) 葬祭給付費についてですが、葬祭給付費の対象となる人数を当初50人と見込んでおりましたが、今後の見込み数を含めて15人に減少することから70万円補正減額するものであります。ちなみに2月末迄で11人分、22万円の支出となっております。(エ) 高額療養費共同事業医療費拠出金についてですが、高額療養費共同事業医療費拠出金の今年度の拠出額が確定したことによ

りまして153万6千円減額補正するものであります。(オ) 保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、今年度の拠出額が確定したことにより875万6千円減額補正するものであります。5ページ目をお開き下さい。(カ) 特定健康診査等事業費についてですが、特定健康診査事業が終了したことによりまして受診者等の人数が確定したことによりまして256万4千円減額補正するものであります。当初予算でみたのが967人、今年度は510人ということで増減をみております。受診率につきましても、平成20年度と平成21年度の実績を記載しているので参考にして下さい。6ページ目をお開き下さい。歳入の補正内容について説明いたします。(ア) 一般被保険者国民健康保険税について歳出における減額に対しまして、一般被保険者国民健康保険税を266万1千円減額補正するものであります。(イ) 国庫財政調整交付金につきましても、補助金等の財源不足を調整するために、財政調整交付金を116万1千円増額補正するものであります。(ウ) 保険財政共同安定化事業拠出金の今年度の額が確定しましたので、875万6千円減額補正するものであります。7ページをお開きください。(エ) 保険基盤安定繰入金についてですが、保険税軽減額繰入金の額が確定したことによりまして、298万3千円増額補正するものであります。(オ) 一般会計繰入金については、出産育児一時金及び財政安定化支援の経費に要する繰入金の額に変更が生じたことによりまして、一般会計繰入金を479万8千円減額するものであります。それぞれ出産育児一時金、財政安定化支援、事務費、その他ということで479万8千円の減となっております。以上で簡単ですが説明を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より議案第1号について説明がありましたが、この件について質疑があればお受けしたいと思います。何かございませんか。

## ○事務局

3月の決算見込について若干説明いたします。今時点の見通しで若干不透明な部分もありますが、国の補助金等もありますので医療費に関しては、今回の補正でも補正していませんので、若干下がり気味です。前半で3千万円程下がったのですが、ここ12月とかは若干上がり傾向にありますから、残り2カ月どういう形で推移するか分かりませんが、一番大きい所の医療費の部分の歳出が昨年に比べても減ってきていますので、それを考えますと良い方向へいっているのかと思います。去年は後期高齢者医療制度などの変更の影響を受けましたが、実質的に1億2,000万円近い黒字の中で、6,000万円くらいは今年も国に返すお金として支出してしまいますので、単年度会計では実質的には6,000万円くらいの余裕しかないという事になりますので、そのお金が残れば単年度で黒字になりますけども、今の所はまだ難しいです。ただ医療費に関しては今の所はこのままで推移していただければ、黒字予想としてあるかと思っております。あとは国の調整交付金や道の調整交付金が予算より伸びていただければその分黒字の要素として入ってきます。実際にみえてくるのは3月以降になるかと思えます。何とか黒字にしていきたいです。

## ○会長

医療費の支出は12月まで分ったのですね。あと2カ月分は、遅れてくるのですよね。

## ○事務局

そうですね。遅れて届きますので。今で大体3千万円くらいです。11月・12月が伸び傾向です。去年は12月以降に下がり始めました。

## ○会長

あと、何かございませんか。

## ○委員

5ページの特設検診ですが、平成21年度は33.8%というのは2回行った結果で、上に書いてある受診者の数の当初というのは、最初

に見込んだ人数なのでしょう。

## ○事務局

去年が52.2%という事でかなり多かったので、当初予算で多めにみました。

## ○委員

平成21年度は2回合わせて510人ということですか。

## ○事務局

そうですね。

## ○事務局

33.8%の数値ですが、受診者の分母の関係で、確定されると若干35%くらいまでは率は上がると思われれます。今は案内を出した数字で割り返しておりますが、実際は案内ではなくもう少し絞られてきますので、保健師の情報ですと確定した段階で少し率は上がるかと思いません。

## ○委員

目標に達したという事ですか。

## ○事務局

大体35%はクリアしたと思います。

## ○委員

あと、来年度以降は上げていきたいですね。上げるための方策等は何か考えているのでしょうか。

## ○事務局

色々、方策はやっていますが、もうPRしかないかなと思っています。会場のやり方も、曜日や時間も色々やっていますが、その所では大きな変化はないのではないかと思います。本人が受けたいと思うような感じで声かけするとかをしない限り、ちょっと無理かと。当初は初めての制度だったので、みんな行かなくてはいけないのかという感じで受けてくれたのかと思います。ただ、私たちが懸念したのは意外と受けてみても、極端な話ですが何も変化が無いとか、結果的に受けなくてもよかったのかなという人達が、この落ち込みだと思えます。それにしても、従来の検診率から行くと5%と

かでしたので、それからいくとかなりの伸びにはなっていますが。まだまだ45%まで伸ばすとするとまた更に、12ポイントくらい上げなければならないので、かなりPRをしていかなければ、厳しいかと思えます。ただ、20年に受けていただいた方が52%いらっしゃいますので、この方達は受ける可能性があると思っていますので、そこを案内で呼びかける等、やっていくしかないかと思えます。

#### ○委員

当町は全道の中では受診率が高い方ですからね。この中で、指導にまわっている方は何%くらいいるのでしょうか。

#### ○事務局

今、パーセンテージが手元に無いのでお答えすることは出来ませんが、思ったよりは少なめな人数で、当町としては対象となった方は訪問等で指導をしています。

#### ○委員

指導に係る費用は、この保険の中のどこに入っているのでしょうか。

#### ○事務局

平成22年度の予算ですと、検診で大体679人見込んでおります。それで指導については68人で見込んでいます。

#### ○委員

保険事業費の中に入っているという事ですね。

#### ○事務局

そうですね。去年の数値になりますが、全道平均でいくと27.2%で、全国は30.8%です。それからいくと当町の52.2%は高い数値だったのですが、今年は多分全国データも上がり気味できているので、大体平均並みくらいに落ち着いているかと思えます。

#### ○町長

漁組で行っているのは、何人くらいなのか。それはカウントに入っていないので、組合で行っている件数だけでも結構な数になるのではないのでしょうか。町民と一緒にカウント出来

るようになればいいのですがね。

#### ○委員

協会けんぽや組合で被保険者の扶養家族、奥さんの受診率が上がらないのが、困っています。町で行ったがん検診等でも増えなかったのも、それをどうにかしたいので、一緒に出来ないのかという案はありますよね。

#### ○町長

将来的に町民が健康保険ごとには分れますが、総体的に被保険者が何人検診を受けて、その家族の方々が町外では受けられないから、町のがん検診等を受けるといった抑え方が出来るようなつかみが大事になってきているのではないかと思っております。町職員は、ドックに行きますよね。

#### ○事務局

共済だとかは反対に受診率が高いので、パーセンテージも高く設定していますからね。

#### ○町長

世帯で国保の加入者は半分でしたか。

#### ○事務局

はい。半分切るくらいの割合ですね。

#### ○町長

だから町民の検診受診状況を把握しておかなければならないと思っています。

#### ○事務局

国保はここ1~2年は黒字を出していますけど、来年は多分税収の落ち込みが見込まれると思います。そういったことである程度、医療費を下げていかないと最後に落ちた分の補てんが出来なくなり、ますます厳しい状況に落ちると思いますので、相互扶助と何で検診が必要なのかということをリンクさせて、広報等で訴えていくしかないのではないかと思います。検診を受けないことによって、がん等になることが高額となり、最終的には税金で皆さんに跳ね返ってくるので、なるべく健康な体を維持しましょうということも訴えていかなければならないかと思えます。国保だけではなく町全体の健康づ

くりの中でやっていかなければならないと思います。

#### ○会長

あと何かございませんでしょうか。なければこれで質疑は終了したいと思います。

---

### 議案第2号平成22年度福島町国民健康保険特別会計予算について

---

#### ○会長

続きまして、議案第2号について事務局説明をお願いします。

#### ○事務局

では8ページをお開きください。議案第2号平成22年度福島町国民健康保険特別会計予算ということで3月定例会に提案するものであります。歳入歳出総額ですが9億751万円で昨年度の当初に比べまして1,827万8千円の減となっております。昨年度の比較として、歳入歳出の項目については表のとおり計上しております。9ページに歳入歳出の構成割合として、円グラフで表してみました。歳入では保険税や繰入金の自主財源として26%、その他の国庫支出金等として74%となっております。歳出につきましては保険給付費が70%であり、他制度に支払うものが27%であります。続いて10ページをお開き願います。ここには歳出の主な予算ということで掲載しておりますが、カッコ書きが前年度対比となっております。まず、総務費につきましては、国保連共同電算委託料や保険税の賦課委託料、徴収の時間外手当、レセプト点検員さんの期末手当の支給日数が年間で15日分が2回だったものが、22年度からは30日分の2回になった分の増額となっております。下の保険給付費ですけれども6億4,412万4千円で昨年より9万7千円減額しております。1から4までは昨年度と同額となっております。5番目の出産育児一時金で、今年度は1人42万円支給されますので、そのの1

0人分ということで420万円。6番目の葬祭給付費で、国保の方が亡くなられた場合、1人2万円出ますので25人分計上しております。後期高齢の方が多く亡くなられるということで、後期高齢の方から支給となりますので、国保自体の支給額は減少しておりますので、昨年度より50万円減額しております。参考までに、11ページに平成15年度から平成20年度までの医療費の推移を載せております。続いて、11ページ下の他の制度へ支払う支援金・納付金・拠出金ということで2億4,870万7千円であります。後期高齢者医療制度を支援するための支援金で、8,141万円、事務費で1万2千円です。前期高齢者の納付金ですが、これは65歳以上74歳未満の医療費を保険者間で負担しあう制度ということで、国保の場合は該当者が多いので、納付額がわずかですが交付される額の方が多くなっております。納付金として13万9千円、事務費で1万1千円となっております。3番目、老人保健拠出金ですが拠出金として100万円、事務費1万円です。老人保健制度につきましては、後期高齢者医療制度に移行しておりますが、精算事務がありまして平成22年度についても掲載しております。概算見込みで100万円を計上しております。介護納付費ですが概算と精算で4,004万1千円。5番目の高額な医療費を国保保険者間で財源調整するための拠出金である、高額医療費共同事業医療費拠出金が3,367万9千円、保険財政共同事業安定化拠出金で9,240万4千円となっております。12ページをお開きください。保険事業費で464万4千円、前年度より131万7千円減額となっております。この内訳は特定検診分が424万4千円とインフルエンザ予防接種につきましては、昨年と同額の40万円を計上しております。歳出については以上です。

歳入につきましては、国保税で昨年より2,550万円の大幅な減となっております。国保

加入者の所得が大幅に下がったということになります。以上で説明を終わります。

#### ○会長

はい。ありがとうございました。ただいま議案第2号について説明がありました。この件について質疑があればお受けしたいと思います。

#### ○委員

勘違いかもしれませんが、今の2号議案の22年予算で21年と比較になっているのですが、21年の補正後額と数字が合わないのではないのでしょうか。

#### ○事務局

当初を載せています。

#### ○事務局

あくまでも当初予算ベースでいかないと、くるが生じますので、当初予算ベースでご理解いただきたいです。

先程も説明したのですが、8ページの表を見ていただくと一目瞭然で分るかと思いますが、国民健康保険税が2,550万円落ち込みます。唯一これが町の自主財源みたいな感じの目的になりますので、あと国の支出金等につきましては給付についてくるものなので、税が極端に落ち込むと保険給付費で落ちていかないと、この分がカバーできないです。前年と同じ予算を給付費はみっていますが、これが最終的には下回っていかないと2,500万円をカバーする術は無いとなり最終的には、この部分が赤字要因になるということで理解していただければと思います。当然、足りなくなれば一般会計から繰り出してもらるか、赤字で翌年度から繰り上げ充用する形になるのですが、この2,500万円を医療費でどう下がっていくかで埋められるかということです。歳出の2番目、保険給付費が6億4,400万で前年と一緒なのでこれが反対に落ちていかないと、なかなか厳しいですね。あとは、今年の決算でどれくらい次の年に繰り越せるかです。申告の状況も厳しいですよ。

#### ○事務局

情報を収集しているのですが、漁業関係では10%くらい落ち込みがあります。その他の出稼ぎや営業区分を含めましても、トータルで相当落ち込みます。今週いっぱいには確定申告をやっていますが、その状況をみても予想したように落ち込んでおります。

#### ○会長

診療報酬は、今年はあるようですね。それによって、自己負担等はどのようでしょうか。さほど変わりはなかったでしょうか。

#### ○委員

そうですね。実質的には、0.19%とかですね。ジェネリックの薬の関係で、0.03%でするので、ゼロベースで変わらないですね。

#### ○会長

ジェネリックは、上の方から極力使って下さいとくるのですか。

#### ○委員

そうですね。協会けんぽの皆さんは協会から届いたカードを持ってきていますし、それから院内処方を行っている病院は、全国的になのですが一覧表を作成して先発とジェネリックを使った場合にいくら金額が違うか、患者さんに出しています。どんどん、そういう方向にいくでしょうね。

#### ○会長

皆さん、あと何かありませんか。

(「なし」との声あり)

---

### 議案第3号国民健康保険税条例の一部改正について

---

#### ○会長

引き続きまして、議案第3号について事務局より説明お願いいたします。

#### ○事務局

15ページをお開きください。前回は情報提供という形でお願いしましたけども、今回はそ

ここにありまして、国民健康保険税条例の一部改正ということで、現在はまだ国の方で確定はしていませんが、国としては改定するという法案を提出する予定ですので、国に準ずる形で、被保険者の低所得化による中間所得層への急激な負担のしわ寄せを緩和する目的で国民健康保険税の課税限度額を、平成22年4月から引き上げ開始することとし、町としましても同水準に引き上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。改正内容ですけれども、前回の情報と変わっておりません。基礎医療分について47万円を50万円として3万円。後期高齢者支援金分12万円を1万円上げて、13万円。介護納付については、昨年1万円上げておりますので据え置きという形で、合計69万円が73万円、差し引き4万円の増ということで、これにつきましては先程申しました通り、国で関係法案を準備して出す予定になっておりますので、国が決定された後に、町としては4月の議会に早ければ改正案を諮るという事で提案を考えておりますので、よろしくご審議をお願いします。

#### ○会長

ありがとうございます。では議案第3号について、質疑ありませんでしょうか。69万円から73万円になるらしいという事ですね。国の限度額の推移というのは、どうなのでしょう。

#### ○事務局

推移と言いますか書いてある通りなのですが、今までこのような形で平成元年からですが、当初は42万円のものが40万円と上がっていき、平成20年に見直しされているのですが、新たに後期高齢医療制度が入りましたので、基礎部分は少し下がりました。最終的にはそこに書いてある通り、今は基礎47万円が50万円ですから、ここで3万円ですよ。後期については今度2回目の改正になりますけれども、12万円が13万円ということで1万円。介護について

は、平成12年度からスタートしておりますので、当初は1万円ずつ上がっていったのですが、しばらく上げていなくて、昨年1万円上げて今年はそのままということ。この前の情報でもお知らせしましたが、国はこれを段階的な値上げしていくことで考えているので、次年度以降も定期的に上げていくという情報は入っていません。

昨年度行なわれた軽減につきましては、今年も引き続き出ますので、条例改正自体も正式に出ていく形になりますし、多少の文言の整理もまた出ますので、実際は国保税条例の改正はこれの他に今言った物も入っていますが、一番大きいのは限度額という事になります。ただ、限度額を引き上げるという形を町民の方が捉えると、何となく税金自体が上がると認識される方もいて誤解を受けると思いますが、結果的には一般の方には影響は無く、100万円かかる方も今までは69万円で抑えられた分が、若干そこが上がり73万円で抑えるという事なので、一般的な人については全く影響ないです。ちなみに、この前もお話させていただきましたけど、税務の方で前回捉えているので大体、該当者としては65世帯くらいあるということで、それで今年の予算で超えている部分の額というのが約800万円カットされています。本来は税率でそのまま掛けて、まともに掛ければ800万円貰えるのですが、その分は上限を超えているということで収入としては入っていない形になっています。

#### ○会長

あと、何か質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

#### ○会長

それでは議案第3号の審議が終わりましたので、これで議案の審議が終わりました。他に委員並びに事務局で、何かあればお願いいたします。

---

閉 会 宣 言

---

○会長

他になければ会議を終了したいと思いますが、  
よろしいでしょうか。

（「なし」との声あり）

なしと認め、会議を終わります。本日は大変  
お忙しいところ、迅速かつ慎重なご審議どうも  
ありがとうございました。

---

閉 会（午後 6 時 45 分）

---

○議事録署名委員署名欄

署名\_\_\_\_\_

署名\_\_\_\_\_